

一般事業主行動計画の策定について

2021年9月1日

株式会社フォーワイズ

一般事業主行動計画とは

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって (1) 計画期間 (2) 目標 (3) 目標達成のための対策を定めるものであり、次世代支援育成に関する計画です。

行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、有期契約も含めた従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、従業員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和3年9月1日～令和5年8月31日までの2年間

2. 内容

・目標 1

令和5年8月31日までに、男性従業員の子の育児休暇の取得率を次の水準以上に
取得率を60%以上にすること

〈対策〉

- (1) 社内掲示板などで、男性も育児休業・子の看護休暇取得できることを周知
- (2) 管理職を対象とした伝達研修を行い従業員へ周知
- (3) 相談窓口の設置（人事労務担当者）について従業員へ周知

・目標 2

令和5年8月31日までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる
短時間勤務制度の周知を図る

〈対策〉

- (1) 社内掲示板などで、短時間勤務制度の周知
- (2) 管理職を対象とした伝達研修を行い従業員へ周知
- (3) 相談窓口の設置（人事労務担当者）について従業員へ周知